

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和5年5月16日(火)		開催場所	ときわ会館3階 第2会議室		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時00分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	富田 優	出席	12	角谷 史織	欠席
	2	小泉 孝行	出席	13	小川 忠男	出席
	3	小林 勝一	出席	14	清水 友清	出席
	4	長島 一博	出席	15	西形 知行	出席
	5	榎本 浩樹	出席	16	中山 幸光	出席
	6	関根 光一	出席	17	菅間 茂久	出席
	7	清水 孝洋	出席	18	石井 栄寿	出席
	8	井原 勇司	出席	19	本田 敏一	出席
	9	金子 達弥	出席	20	中村 隆治	出席
	10	横山 敏夫	出席	21	西澤 初男	出席
11	浅子 幹夫	出席				
事務局	事務局長	星野 公男	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	北村 経史	農地調整課主事	藤田 亮輔
	事務局次長	酒井 利和	農業振興課課長補佐兼農 業振興係長	桑原 和也		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主査	陸名 秀治		
議案	議案第24号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第25号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第27号	農用地利用集積計画の決定について				
	議案第28号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第29号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第30号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
	議案第31号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について				
	議案第32号	農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について				
議案第33号	さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく違反指導等について					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第6号の規定による届出について ・農地法第6条第1項の規定による報告(農地所有適格法人)について ・2a未満農業用施設の届出について 					

<p>1 開 会 西澤会長職務代理者</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のためにお願いしておりました「マスク着用の上での発言」ですが、厚生労働省から令和5年3月13日以降は個人の判断が基本となる旨の発表があり、また令和5年5月8日より感染症法上の位置づけが第5類に見直されたことから、マスク着用については任意といたします。ご承知のほどよろしく申し上げます。</p> <p>次に、議事進行については引き続き議案説明を省略し、補足などがある場合に限り説明をお願いいたします。複数の案件を担当する委員の方におかれましては、すべての案件をひとまとめにするのではなく、1案件ずつお願いいたします。</p> <p>また、審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。</p> <p>発言の際には引き続きマイクを使用しての進行とさせていただきます。議案説明の際は、事務局職員がマイクを消毒した上で発言者にお渡しいたしますが、会場が狭小であることから座席の前からお渡しすることをご了承ください。</p> <p>尚、日頃からお願いしておりますが、説明における個人情報の取り扱いには十分注意していただくようお願いいたします。</p>
<p>2 会議成立の報告 西澤会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は角谷委員が欠席されておりますので出席委員は20名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 西澤会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号3番 小林 委員 議席番号6番 関根 委員 を指名します。よろしくようお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>先に番号3番を審議いたします。 この案件は、小林委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条により、小林委員には審議終了まで退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 小 林 委 員 退 席 —</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは番号3番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>小 泉 委 員</p>	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立新和小学校の南東1.3kmに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、200mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第24号、番号3番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員 議 長</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成でございますので、議案第24号、番号3番について、許可することと決定いたします。</p> <p>それでは、小林委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 小 林 委 員 入 室 —</p>
<p>議 長</p>	<p>引き続き議案審議に入ります。</p> <p>次に番号5番を審議いたします。 この案件は、井原委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条により、井原委員には審議終了まで退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 井 原 委 員 退 席 —</p> <p>番号5番、和土地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。</p>

富田委員	<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立川通中学校の南西400mに位置する、水田の広がる地域の現況田畑です。 通作距離は、200mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻、ネギの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第24号、番号5番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p> <p>総員賛成でございますので、議案第24号、番号5番について、許可することと決定いたします。</p>
議長	<p>それでは、井原委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 井原委員入室 —</p>
議長	<p>引き続き議案審議に入ります。</p> <p>番号1番、馬宮地区、金子委員、議案説明をお願いいたします。</p>
金子委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立馬宮西小学校の北西900mに位置する、水田の広がる地域の田畑です。 通作距離は、80mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、番号4番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小林委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立新和小学校の北東1.3kmに位置する、住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、4.1kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。</p>

		<p>作付計画は、コマツナの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立新和小学校の北東0.9kmから1.3kmに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は、0.3kmから1.1kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、柏崎地区、本田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
本 田 委 員		<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、県立浦和東高校の北西1.1kmに位置する、水田の広がる地域の田です。 通作距離は、600mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。 続きまして、番号7番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
中 山 委 員		<p>続きまして、番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立慈恩寺中学校の北東400mに位置する、住宅と農地の混在する地域の現況畑です。 通作距離は、3.7kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、柿の予定で、問題ないものと思われます。また登記地目は山林となっております。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。 以上で、説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅 子 委 員		<p>番号7番について事務局に伺います。登記地目が山林とあるようですが、これについて許可が必要でしょうか。</p>
事 務 局		<p>現況は山林ではなく課税地目が畑であり農地となっています。また申請者が申請を希望しているため、今回議案にあげることとなりました。</p>
菅 間 委 員		<p>番号7番について事務局に伺います。過去に同様な例はありますか。</p>

事務局	確認できる範囲では同様な事例は見当たりませんでした。
西形委員	番号7番について事務局に伺います。所有権は贈与で移転することになっていますが、相続以外で農地として所有権が移転することは可能でしょうか。
事務局	農地について全部耕作が出来たり、農機具を備えていたり条件を満たしていれば可能です。
浅子委員	番号7番について事務局に伺います。今回のように地目が山林であるものが農地として扱うことに対して悪用などのおそれはありませんか。
事務局	自由に売買できる山林を制限のある農地として扱うことに対して悪用というのは考えにくいと思います。
議長	他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。
各委員	番号3番、番号5番を除く議案第24号について、賛成の方の挙手を求めます。
	— 総員賛成 —
議長	総員賛成であります。 番号3番、番号5番を除く議案第24号について、許可することと決定いたします。

<p>議 長</p>	<p>続きますて、議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、和土地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>富 田 委 員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立和土小学校の南100mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、住宅敷地です。 申請理由は、申請地が線引き前より住宅敷地として利用されてきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、影響はありません。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 以上、議案第25号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第25号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございます。 議案第25号について、許可することと決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第26号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>番号1番から番号2番、植水地区、中村委員、議案説明をお願いします。</p>
中 村 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立大宮南高等学校の南東470mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、診療所です。 申請理由は、近隣に外科やクリニックがなく、地域住民へ医療サポートが出来るからです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、化粧ブロックにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立大宮光陵高等学校の南西330mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在工事関係の部品等の製造・販売・レンタル業をしているが、事業規模の拡大により既存の資材置き場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置き場及び駐車場として使用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、ネットフェンス及びコンクリートブロックにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、馬宮地区、金子委員、議案説明をお願いします。</p>
金 子 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立馬宮西小学校の南1.1kmに位置する、農振農用地です。 転用目的は、田畑転換の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ニンニクを作付けする予定です。 一時転用で、期間は5か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、番号5番指扇地区ですので、菅間委員、議案説明をお願いします。</p>

菅 間 委 員	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、北部配水場の北東560mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場です。 申請理由は、現在市内で建設業を事業拡大に伴い、申請地を新たな資材置場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、コンクリートブロックにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、大宮北特別支援学校の南東350mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在市内の共同住宅に居住しているが、手狭であることから、父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、コンクリートブロックにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、番号6番、番号7番、春岡地区、長島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
長 島 委 員	<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、大宮東警察署の北東300mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在市内で中古車販売業を営んでいるが、事業拡大に伴い申請地で新たな駐車場を増設するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>続きまして番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、春岡広場の南東700mに位置する、農振農用地です。 転用目的は、田畑転換の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ジャガイモを作付けする予定です。 一時転用で、期間は3か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号8番、番号9番、七里地区なので私が説明いたします。</p>

番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、大宮東警察署の北東170mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在市内で防災設備点検業を営んでいるが、県道の拡幅に伴い隣接する既存駐車場が矮小となることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、コンクリートブロック塀により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号9番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、大宮東警察署の南東440mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、グループホームです。
申請理由は、近隣の需要や傾向を調査したところ、グループホームを運営できる土地として適していると判断したためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、コンクリートブロックにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、番号10番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたします。

小川委員 番号10番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請地は、市立野田小学校の西480mに位置する、見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、畑地改良の農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ネギを作付けする予定です。
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号11番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員	<p>番号11番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立芝原小学校の東800mに位置する、見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は、畑地改良の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ツゲを作付けする予定です。 一時転用で、期間は4か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号12番、尾間木地区、榎本委員、議案説明をお願いいたします。</p>
榎本委員	<p>番号12番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、浦和くらしの博物館の南西250mに位置する、見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は、畑地改良の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ネギ、サトイモ、キュウリを作付けする予定です。 一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号13番、番号14番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p>
浅子委員	<p>番号13番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立美園中学校の北東360mに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在、県内で中古品の買取、販売業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既存ブロック塀、新設コンクリートブロックにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続いて番号14番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立美園中学校の北西350mに位置し、住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在、県外の官舎に居住しているが、手狭であることから、祖父所有の土地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロックにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、番号15番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。</p>

小林委員

番号15番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立新和小学校の北東1.9kmに位置する道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから祖母の所有する農地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック及びマウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号16番、和土地区、富田委員、議案説明をお願いいたします。

富田委員

番号16番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、南下新井配水場の南東1.1kmに位置し、住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で保育園を運営しているが、既存の駐車場が手狭であることから申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンパネ土留板により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。
続きまして、番号17番～番号19、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中山委員

続きまして番号17番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、県立岩槻北稜高等学校の西240mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で病院を運営しているが、既存駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック及びメッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

番号18番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請地は、市立慈恩寺中学校の北東380mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。
転用目的は、田畑転換の農地改良です。
申請理由は、低地で水はげが悪いことから、客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ブルーベリーを作付けする予定です。
一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

		<p>続きまして番号19番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立慈恩寺中学校の北東420mに位置する農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、畑地改良の農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ブルーベリーを作付けする予定です。 一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
関	根 委 員	<p>4条、5条の許可の後に完了報告があると思いますが、工事の完了届について提出の期限はもうけているのでしょうか。</p>
事	務 局	<p>許可後についてはしばらくお待ちして提出されていない場合には代理人に対して連絡して提出を促しております。</p>
議	長	<p>他にございますでしょうか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第26号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各	委 員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。 議案第26号について、許可することに決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第 27 号、農用地利用集積計画の決定について審議いたします。</p> <p>先に番号 11、番号 12 番を審議いたします。 この案件は、小林委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第 31 条により、小林委員には審議終了まで退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 小 林 委 員 退 席 —</p>
議 長	<p>番号 11 番及び番号 12 番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 泉 委 員	<p>番号 11 番についてご説明いたします。 賃借権の再設定 3 年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は 690m から 2.5km です。 特に問題はないものと思われます。</p> <p>引き続き番号 12 番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定 3 年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は 690m です。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第 27 号の番号 11 番、番号 12 番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員 議 長	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成ですので、議案第 27 号の番号 11 番、番号 12 番について、原案どおり意見決定することといたします。</p> <p>小林委員の入室を求めます。</p>
議 長	<p style="text-align: center;">— 小 林 委 員 入 室 —</p> <p>続きまして、番号 1 番及び番号 2 番、七里地区なので私から、議案説明をいたします。</p>

番号1番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10ヶ月の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ブロッコリーです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は560mです。
特に問題はないものと思われま

引き続き番号2番についてご説明いたします。
使用賃借権の新規設定1年10ヶ月の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われま

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
続きまして、番号3番、片柳地区、小川委員、議案説明をお願いいたしま

小川委員

番号3番についてご説明いたします。
使用賃借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われま

議長

ありがとうございます。
続きまして、番号4番から番号8番、木崎・三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員

番号4番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ネギです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は8.8kmです。
特に問題はないものと思われま

引き続き番号5番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.5kmです。
特に問題はないものと思われま

引き続き番号6番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われま

		<p>引き続き番号7番についてご説明いたします。 賃借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、エダマメです。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.7kmです。 特に問題はないものと思われま。</p>
		<p>引き続き番号8番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、モリンガです。 申請目的は、新規就業のためで、通作距離は11kmです。 特に問題はないものと思われま。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号9番、土合地区、清水孝洋委員、議案説明をお願いいたします。</p>
	清水孝洋委員	<p>番号9番についてご説明いたします。 使用賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。 特に問題はないものと思われま。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号10番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p>
	浅子委員	<p>番号10番についてご説明いたします。 使用賃借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、サトイモ、ヤツガシラです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は500mです。 特に問題はないものと思われま。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号13番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。</p>

井原委員	<p>番号13番についてご説明いたします。 賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、ネギです。 申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6.4kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号14番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
関根委員	<p>番号14番についてご説明いたします。 使用賃借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.3kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号11、番号12を除く議案第27号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成ですので、番号11、番号12を除く議案第27号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第28号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。 番号1番、宮原地区、清水友清委員、議案説明をお願いいたします。</p>
清水友清委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の故障により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、大砂土地区、長島委員、説明をお願いいたします。</p>
長 島 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、三室地区、西形委員、説明をお願いいたします。</p>
西 形 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書のとおりです。 従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。 申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。 よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第28号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第28号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第29号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号23番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第29号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第29号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第30号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号1番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第30号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第30号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第31号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>この案件は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が土地所有者から借り受けて中間管理権を取得する農地を、市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）にある「賃借権の設定等を受ける者」へ貸し付けることが適切か否かについて、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>番号1の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から、賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者に記載の借受人に対して、緑区大字新宿の農地3筆を、賃貸借で10年間、貸し付けるものです。</p> <p>続いて番号2の内容について説明をいたします。こちらの案件は、農地中間管理機構から、記載の借受人に対して、桜区道場の農地を、使用貸借で10年間、貸し付けるものです。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第31号、農用地利用集積計画(案)に対する決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第31号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第31号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第32号、農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議いたします。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>農地利用集積計画の決定及び農地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農地中管理事業の促進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第32号、農用地利用集積計画(案)に対する決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第32号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第32号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第33号、さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく違反指導等について審議いたします。</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局より説明をさせていただきます。</p> <p>さいたま地方法務局から地目変更登記に係る照会を受けた土地については、令和5年5月24日開催の月例総会議案第19号～23号に基づき、令和5年6月1日にさいたま地方法務局に対し回答を行いました。現地調査を踏まえ、対象者に対し、さいたま市違反転用に係る事務処理要領の第2・4の指導等及び、第5・1の行政手続法第13条に規定された弁明の機会の付与又は聴聞の手続きを行うことについて、承認を求めるものです。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第33号、さいたま市違反転用に係る事務処理要領に基づく違反指導等について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第33号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第33号について、本月例総会は総員賛成ですので、承認することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございました。</p> <p>事務局お願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和5年5月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。 農地法第6条第1項の規定による報告（農地所有適格法人）でございます。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。 農地改良の届出（市街化調整区域）でございます。</p> <p>2a未満農業用施設の届出でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。 ないようでございますので、その他に何かございますでしょうか。</p> <p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、浅子会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言 浅子会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これをもちまして、令和5年6月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>